

改 正 案		現 行
<p>第十條の三  次の各号に掲げる官職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から十年以内、第四号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号から第三号までに掲げる官職に係るものにあつては、採用後人事院規則で定める期間を経過した日）から一年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>一 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員の官職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる官職で人事院規則で定めるもの 月額三十万六千九百円</p> <p>二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる官職（前号に掲げる官職を除く。）で人事院規則で定めるもの 月額五万円</p> <p>三・四 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（扶養手当） 第十條 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族</p>	<p>第十條の三  次の各号に掲げる官職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から十年以内、第四号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号から第三号までに掲げる官職に係るものにあつては、採用後人事院規則で定める期間を経過した日）から一年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>一 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員の官職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる官職で人事院規則で定めるもの 月額三十万七千九百円</p> <p>二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる官職（前号に掲げる官職を除く。）で人事院規則で定めるもの 月額五万二百円</p> <p>三・四 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（扶養手当） 第十條 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族</p>	<p>第十條の三  次の各号に掲げる官職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から十年以内、第四号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号から第三号までに掲げる官職に係るものにあつては、採用後人事院規則で定める期間を経過した日）から一年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>一 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員の官職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる官職で人事院規則で定めるもの 月額三十万七千九百円</p> <p>二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる官職（前号に掲げる官職を除く。）で人事院規則で定めるもの 月額五万二百円</p> <p>三・四 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（扶養手当） 第十條 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族</p>

4 略  
については一万三千円、同項第二号から第五号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）のうち二人までについてはそれぞれ六千円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち一人については六千五百円、職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち一人については一万円とする。）その他の扶養親族については一人につき五千円とする。

2 第十九条の七 略  
（勤勉手当）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する調整手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十五（特定幹部職員にあっては、百分の九十五）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には、百分の四

4 略  
については一万三千五百円、同項第二号から第五号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）のうち二人までについてはそれぞれ六千円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち一人については六千五百円、職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち一人については一万円とする。）その他の扶養親族については一人につき五千円とする。

2 第十九条の七 略  
（勤勉手当）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する調整手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十（特定幹部職員にあっては、百分の九十）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の三十五（特定幹部職員にあっては、百分の四十五）を乗じて得た額の総額

十五)、十二月に支給する場合においては百分の四  
十(特定幹部職員にあつては、百分の五十)を乗じ  
て得た額の総額

3  
5 略

第十九条の八 略  
(期末特別手当)

2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の百七十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則の定める基準に従つて定める額を減じて得た額)とする。

一、四 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百六十」とあるのは「百分の八十」と、「百分の百七十五」とあるのは「百分の百」とする。

4  
7 略

第二十二條 委員、顧問若しくは参与の職にある者又は  
(非常勤職員の給与)

人事院の指定するこれらに準ずる職にある者で、常勤を要しない職員(再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。)については、勤務一日につき、三万七千八百円(その額により難い特別の事情があるものとして人事院規則で定める場合にあつては、十万円)

3  
5 略

第十九条の八 略  
(期末特別手当)

2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の百七十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則の定める基準に従つて定める額を減じて得た額)とする。

一、四 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百六十」とあるのは「百分の八十」と、「百分の百七十」とあるのは「百分の九十五」とする。

4  
7 略

第二十二條 委員、顧問若しくは参与の職にある者又は  
(非常勤職員の給与)

人事院の指定するこれらに準ずる職にある者で、常勤を要しない職員(再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。)については、勤務一日につき、三万七千九百円(その額により難い特別の事情があるものとして人事院規則で定める場合にあつては、十万円)

2  
・3  
略

を超えない範囲内において、各庁の長が人事院の承認を得て手当を支給することができる。

2  
・3  
略

を超えない範囲内において、各庁の長が人事院の承認を得て手当を支給することができる。

改正案	現行
<p>第五条 俸給は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号。以下「勤務時間法」という。）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この法律に定める俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（第十四条の規定による手当を含む。第十九条の十において同じ。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当を除いた全額とする。</p> <p>2 略</p> <p>2 第八条 略</p> <p>2 4 略</p> <p>5 職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、人事院規則で定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を四号俸（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の</p>	<p>第五条 俸給は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号。以下「勤務時間法」という。）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この法律に定める俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（第十四条の規定による手当を含む。第十九条の十において同じ。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当を除いた全額とする。</p> <p>2 略</p> <p>2 第八条 略</p> <p>2 4 略</p> <p>5 前二項の規定により号俸を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事院規則の定めるところにより、その者の属する職務の級における最高の号俸を超えて俸給月額を決定することができる。</p> <p>6 職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）が現に受けている号俸を受けるに至つた時から、十二ヶ月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、一号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、第三項又は第四項の規定により号俸が決定された場合</p>

適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員にあつては、三号俸（とすることを標準として人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

7 | 五十五歳（人事院規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事院規則で定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「四号俸（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員にあつては、三号俸）」とあるのは、「二号俸」とする。

8 | 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

9 | 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

10 | 第五項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事院規則の定めるところにより、当該期間を短縮することができる。

7 | 職員の勤務成績が特に良好である場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受ける号俸より二号俸以上上位の号俸まで昇給させ、又はそのいずれをもあわせ行うことができる。

8 | 職員の俸給月額がその属する職務の級における俸給の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。ただし、それらの俸給月額を受けている職員で、その俸給月額を受けるに至つた時から二十四月（その俸給月額が職務の級における俸給の幅の最高額である場合にあつては、十八月）を下らない期間を良好な成績で勤務したものの、勤務成績が特に良好であるもの等については、その職員の属する職務の級における俸給の幅の最高額を超えて、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができる。

9 | 五十五歳（人事院規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事院規則で定めるもの）を超える職員は、第六項、第七項及び前項ただし書の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、当該職員で勤務成績が特に良好であるものについては、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができる。

10 | 第六項から前項までに規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(地域手当)

第十一条の三 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事院規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する官署で人事院規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

2 地域手当の月額、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 一級地 百分の十八
- 二 二級地 百分の十五
- 三 三級地 百分の十二
- 四 四級地 百分の十
- 五 五級地 百分の六
- 六 六級地 百分の三

3 前項の地域手当の級地は、人事院規則で定める。

第十一条の四 その設置に特別の事情がある大規模な空港の区域であつて、当該区域内における民間の事業所の設置状況、当該民間の事業所の従業員の賃金等に特別の事情があると認められるものとして人事院規則で定めるものに在勤する職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、前条の規定にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に百分の十五を超えない範囲内で人事

(調整手当)

第十一条の三 調整手当は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域で人事院規則で定めるものに在勤する職員に支給する。その地域に近接し、かつ、民間における賃金、物価及び生計費に関する事情がその地域に準ずる地域に所在する官署で人事院規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

2 調整手当の月額、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 甲地 百分の六（人事院規則で定める地域及び官署にあつては、人事院規則で定める区分に応じて、百分の十又は百分の十二）
- 二 乙地 百分の三

3 前項の甲地及び乙地は、人事院規則で定める。

院規則で定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

第十一条の五 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。)には、前二条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前二条の規定にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に百分の十五を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

第十一条の四 前条第二項第一号の人事院規則で定める地域及び官署以外の地域及び官署に在勤する医療職俸給表(一)の適用を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事院の定めらるものに限る。)には、当分の間、同条の規定にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に百分の十を乗じて得た月額の調整手当を支給する。

第十一条の五 第十一条の三第二項の甲地に属する地域から当該地域の周辺の地域(同項の甲地に属する地域を除く。)内にある区域に多数の官署が移転した場合で、(当該区域に多数の官署が新たに設置された場合で、当該官署に勤務する職員の異動の状況等からみて当該甲地に属する地域からの官署の移転の場合と同様の事情があると認められるときを含む。)であつて、当該移転等の状況、当該区域内における民間の事業所の設置状況、当該民間の事業所の従業員の賃金等に特別の事情があると認められるときは、当該区域に所在する官署で人事院規則で定めるものに在勤する職員(前条に規定する職員以外の職員のうち、人事院規則で定める業務に従事する職員その他これらの職員との権衡等を考慮して人事院の定める職員に限る。)には、当分の間、第十一条の三の規定にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に百分の三から百分の十までの範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た月額の調整手当を支給する。

第十一条の六 第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域に所在する官署又は同項の人事院規則で定める官署（以下「地域手当支給官署」という。）が特別の法律に基づく官署の移転に関する計画その他の特別の事情による移転（人事院規則で定める移転に限る。）をした場合において、当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合（同条第二項各号に定める割合をいう。）が当該移転の日の前日の官署の所在していた地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合（同条第二項各号に定める割合をいう。）に達しないこととなるとき、又は当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署が同条第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署に該当しないこととなるときは、当該移転をした官署で人事院規則で定めるもの（以下「特別移転官署」という。）に在勤する職員（人事院規則で定める職員を除く。）には、前二条の規定により当該官署に係るこの項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前三条の規定にかかわらず、人事院規則の定めるところにより、一定の期間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる特別移転官署の区分に応じ当該各号に定める割合で人事院規則で定めるものを乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- 一 地域手当支給官署である特別移転官署 移転前の支給割合を当該官署の所在する地域又は当該官署に係る第十一条の三第二項各号に定める割合に至るまで段階的に引き下げた割合
- 二 前号に掲げるもの以外の特別移転官署 移転前の支給割合を段階的に引き下げた割合

第十一条の六 第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域に所在する官署又は同項の人事院規則で定める官署（以下「調整手当支給官署」という。）が特別の法律に基づく官署の移転に関する計画その他の特別の事情による移転（人事院規則で定める移転に限る。）をした場合において、当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署に係る調整手当の支給割合（同条第二項各号に掲げる割合をいう。）が当該移転の日の前日の官署の所在していた地域若しくは官署に係る調整手当の支給割合（同条第二項各号に掲げる割合をいう。）に達しないこととなるとき、又は当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署が同条第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署に該当しないこととなるときは、当該移転をした官署で人事院規則で定めるもの（以下「特別移転官署」という。）に在勤する職員（人事院規則で定める職員を除く。）には、前二条の規定により当該官署に係るこの項の規定による調整手当の支給割合以上の支給割合による調整手当を支給される期間を除き、前三条の規定にかかわらず、人事院規則の定めるところにより、一定の期間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる特別移転官署の区分に応じ当該各号に定める割合で人事院規則で定めるものを乗じて得た月額の調整手当を支給する。

- 一 調整手当支給官署である特別移転官署 移転前の支給割合を当該官署の所在する地域又は当該官署に係る第十一条の三第二項各号に掲げる割合に至るまで段階的に引き下げた割合
- 二 前号に掲げるもの以外の特別移転官署 移転前の支給割合を段階的に引き下げた割合

2

新たに設置された官署で特別移転官署の移転と同様の事情により設置されたものとして人事院規則で定める官署に在勤する職員（人事院規則で定める職員を除く。）には、前二条の規定により当該官署に係るこの項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前三条の規定にかかわらず、当該官署の設置に関する事情、当該官署の設置に伴う職員の異動の状況等を考慮して人事院規則の定めるところにより、一定の期間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に前項各号の規定に準じて人事院規則で定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

3

地域手当支給官署が第一項に規定する特別の事情に準ずると認められる事情による移転（人事院規則で定める移転に限る。）をした場合において、当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合（第十一条の三第二項各号に定める割合をいう。）が当該移転の日の前日の官署の所在していた地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合（同条第二項各号に定める割合をいう。）に達しないこととなるとき、又は当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署が同条第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署に該当しないこととなるときは、当該移転をした官署で人事院規則で定めるもの（以下「準特別移転官署」という。）に在勤する職員（当該移転の日前から引き続き準特別移転官署に在勤する職員その他これらの職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員（以下「移転職員等」という。）に限る。）には、人事院規則の定めるところにより、第一項の規定に準じて、地域手当を支給する。新たに設置された官署で準特別移転官署の移転

2

新たに設置された官署で特別移転官署の移転と同様の事情により設置されたものとして人事院規則で定める官署に在勤する職員（人事院規則で定める職員を除く。）には、前二条の規定により当該官署に係るこの項の規定による調整手当の支給割合以上の支給割合による調整手当を支給される期間を除き、前三条の規定にかかわらず、当該官署の設置に関する事情、当該官署の設置に伴う職員の異動の状況等を考慮して人事院規則の定めるところにより、一定の期間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に前項各号の規定に準じて人事院規則で定める割合を乗じて得た月額の調整手当を支給する。

3

調整手当支給官署が第一項に規定する特別の事情に準ずると認められる事情による移転（人事院規則で定める移転に限る。）をした場合において、当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署に係る調整手当の支給割合（第十一条の三第二項各号に掲げる割合をいう。）が当該移転の日の前日の官署の所在していた地域若しくは官署に係る調整手当の支給割合（同条各号に掲げる割合をいう。）に達しないこととなるとき、又は当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署が同条第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署に該当しないこととなるときは、当該移転をした官署で人事院規則で定めるもの（以下「準特別移転官署」という。）に在勤する職員（当該移転の日前から引き続き準特別移転官署に在勤する職員その他これらの職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員（以下「移転職員等」という。）に限る。）には、人事院規則の定めるところにより、第一項の規定に準じて、調整手当を支給する。新たに設置された官署で準特別移転官署の移転と同様

と同様の事情により設置されたものとして人事院規則で定める官署に在勤する職員（人事院規則で定める職員に限る。）についても、当該官署の設置に関する事情、当該官署の設置に伴う職員の異動の状況等を考慮して人事院規則の定めるところにより、前項の規定に準じて、地域手当を支給する。

第十一条の七 第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署若しくは第十一条の四の人事院規則で定める空港の区域に在勤する職員がその在勤する地域、官署若しくは空港の区域を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域、官署又は空港の区域に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事院規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域に係る地域手当の支給割合（第十一条の三第二項各号に定める割合又は第十一条の四の人事院規則で定める割合をい）以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域、官署若しくは空港の区域に係る地域手当の支給割合（第十一条の三第二項各号に定める割合又は第十一条の四の人事院規則で定める割合をい）、人事院規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事院規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域が第十一条の三第一項の人事院規則で定める

の事情により設置されたものとして人事院規則で定める官署に在勤する職員（人事院規則で定める職員に限る。）についても、当該官署の設置に関する事情、当該官署の設置に伴う職員の異動の状況等を考慮して人事院規則の定めるところにより、前項の規定に準じて、調整手当を支給する。

第十一条の七 第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署に在勤する職員がその在勤する地域若しくは官署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は官署に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事院規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは官署に係る調整手当の支給割合（同条第二項各号に掲げる割合をい）以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは官署に係る調整手当の支給割合（同条第二項各号に掲げる割合をい）、人事院規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事院規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは官署が同条第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署に該当しないこととなるときは、当該職員には、前三条の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による調整手当の支給割合以上の支給割合による調整手当を支給される期間を除き、第十一条の三から前条までの規

地域若しくは官署若しくは第十一条の四の人事院規則で定める空港の区域に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前二条の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、第十一条の三から前条までの規定にかかわらず、当該異動等の日から二年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。））、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から二年を経過するまでの間に更に在勤する地域、官署又は空港の区域を異にして異動した場合その他人事院の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事院の定めるところによる。

一 当該異動等の日から同日以後一年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）

二 当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に百分の八十を乗じて得た割合

2 前条第一項若しくは第二項の人事院規則で定める官署に在勤する職員（これらの規定の人事院規則で定める職員を除く。）若しくは同条第三項の人事院規則で

定にかかわらず、当該異動等の日から二年を経過するまでの間（第二号に定める割合が異動等後の支給割合以下となるときは、当該異動等の日から一年を経過するまでの間。以下この項において同じ。））、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の調整手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から二年を経過するまでの間に更に在勤する地域又は官署を異にして異動した場合その他人事院の定める場合における当該職員に対する調整手当の支給については、人事院の定めるところによる。

一 当該異動等の日から同日以後一年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）

二 当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に百分の八十を乗じて得た割合

2 前条第一項若しくは第二項の人事院規則で定める官署に在勤する職員（これらの規定の人事院規則で定める職員を除く。）若しくは同条第三項の人事院規則で

定める官署に在勤する職員（移転職員等及び同項後段の人事院規則で定める職員に限る。）がその在勤する官署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた官署に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事院規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域に係る地域手当の支給割合（第十一条の三第二項各号に定める割合又は第十一条の四の人事院規則で定める割合をいう。）が当該異動等の日の前日に在勤していた官署に引き続き在勤するものとした場合における当該官署に係る前条の規定による当該異動等の日の地域手当の支給割合に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域が第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署若しくは第十一条の四の人事院規則で定める空港の区域に該当しないこととなるときは、当該職員には、前二条又は前項ただし書若しくは次項の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、第十一条の三から前条まで又は前項若しくは次項の規定にかかわらず、当該異動等の日から二年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等の支給割合以下となるときは、その以下となる日の前日まで）の間、以下この項において同じ。）の、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に当該各号に掲げる期間の区分に

定める官署に在勤する職員（移転職員等及び同項後段の人事院規則で定める職員に限る。）がその在勤する官署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた官署に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事院規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは官署に係る調整手当の支給割合（第十一条の三第二項各号に掲げる割合をいう。）が当該異動等の日の前日に在勤していた官署に引き続き在勤するものとした場合における当該官署に係る前条の規定による当該異動等の日の調整手当の支給割合に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは官署が第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署に該当しないこととなるときは、当該職員には、前三条又は前項ただし書若しくは次項の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による調整手当の支給割合以上の支給割合による調整手当を支給される期間を除き、第十一条の三から前条まで又は前項若しくは次項の規定にかかわらず、当該異動等の日から二年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等の支給割合以下となるときは、その以下となる日の前日まで）の間、以下この項において同じ。）の、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額調整手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から二年を経過するま

応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から二年を経過するまでの間に更に在勤する地域、官署又は空港の区域を異にして異動した場合その他人事院の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事院の定めるところによる。

一 当該異動等の日から同日以後一年を経過する日までの期間 当該異動等の日の前日に在勤していた官署に引き続き在勤するものとした場合における当該官署に係る前条の規定による地域手当の支給割合（次号において「みなし特例支給割合」という。）

二 当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） みなし特例支給割合に百分の八十を乗じて得た割合

### 3

検察官であつた者又は国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百一十一号）の適用を受ける職員、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員、日本郵政公社の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員若しくは公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものを使用される者（以下「給与特例法適用職員等」という。）であつた者が、引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、第十一条の第三項第一号の一級地に係る地域及び官署以外の地域又は官署に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前二項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認め

での間に更に在勤する地域又は官署を異にして異動した場合その他人事院の定める場合における当該職員に対する調整手当の支給については、人事院の定めるところによる。

一 当該異動等の日から同日以後一年を経過する日までの期間 当該異動等の日の前日に在勤していた官署に引き続き在勤するものとした場合における当該官署に係る前条の規定による調整手当の支給割合（次号において「みなし特例支給割合」という。）

二 当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） みなし特例支給割合に百分の八十を乗じて得た割合

### 3

検察官であつた者又は国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百一十一号）の適用を受ける職員、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員、日本郵政公社の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員若しくは公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものを使用される者（以下「給与特例法適用職員等」という。）であつた者が、引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、第十一条の第三項各号に掲げる割合のうち最高のものに係る地域及び官署以外の地域又は官署に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前二項の規定による調整手当を支給される職員との権衡

られるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、これらの規定に準じて、地域手当を支給する。

(研究員調整手当)

第十一条の八 科学技術に関する試験研究を行う機関のうち、研究活動の状況、研究員（研究職俸給表の適用を受ける職員（人事院規則で定める職員を除く。）及び指定職俸給表の適用を受ける職員（試験研究に関する業務に従事する職員に限る。）をいう。以下同じ。）の採用の状況等からみて人材の確保等を図る特別の事情があると認められる機関（地域手当支給官署であつて、当該官署の所在する地域又は当該官署に係る第十一条の三の規定による地域手当の支給割合が百分の十以上であるものを除く。）で人事院規則で定めるものに勤務する研究員には、研究員調整手当を支給する。

4 3 略

第一項の規定により研究員調整手当を支給される職員が第十一条の四又は前二条の規定により地域手当を支給されることとなる職員である場合における研究員調整手当とこれらの規定による地域手当との調整に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

(特勤勤務手当等)

上必要があると認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、これらの規定に準じて、調整手当を支給する。

(研究員調整手当)

第十一条の八 科学技術に関する試験研究を行う機関のうち、研究活動の状況、研究員（研究職俸給表の適用を受ける職員（人事院規則で定める職員を除く。）及び指定職俸給表の適用を受ける職員（試験研究に関する業務に従事する職員に限る。）をいう。以下同じ。）の採用の状況等からみて人材の確保等を図る特別の事情があると認められる機関（第十一条の三第二項第一号の人事院規則で定める地域に所在する官署及び同号の人事院規則で定める官署を除く。）で人事院規則で定めるものに勤務する研究員には、研究員調整手当を支給する。

4 3 略

第一項の規定により研究員調整手当を支給される職員が前三条の規定により調整手当を支給されることとなる職員である場合における研究員調整手当とこれらの規定による調整手当との調整に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

(特勤勤務手当等)

第十三条の二 略

3 略  
2 略  
3 特地方官署が第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域に所在する場合における特地方勤務手当と地域手当その他の給与との調整等に関する必要な事項は、人事院規則で定める。

(勤務一時間当たりの給与額の算出)

第十九条 第十五条から第十八条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額とする。

(期末手当)

第十九条の四 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百六十を乗じて得た額（行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。第十九条の七において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百四十を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。  
一 略  
四 略

第十三条の二 略

3 略  
2 略  
3 特地方官署が第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域に所在する場合における特地方勤務手当と調整手当その他の給与との調整等に関する必要な事項は、人事院規則で定める。

(勤務一時間当たりの給与額の算出)

第十九条 第十五条から第十八条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、俸給の月額並びにこれに対する調整手当及び研究員調整手当の月額合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額とする。

(期末手当)

第十九条の四 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百六十を乗じて得た額（行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。第十九条の七において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百四十を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。  
一 略  
四 略

4 3 略

第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。

6 略

5 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき人事院規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額並の合計額に官職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事院規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額（人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に俸給月額に百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

2 第十九条の七 略  
(勤勉手当)

勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員

4 3 略

第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。

6 略

5 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき人事院規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する調整手当及び研究員調整手当の月額並の合計額に官職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事院規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額（人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に俸給月額に百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

2 第十九条の七 略  
(勤勉手当)

勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員

の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに對する地域手当及び研究員調整手当の月額を合算した額に百分の七十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の九十二・五）を乗じて得た額の総額

二 略  
三 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに對する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。

四・五 略

第十九条の八 略  
(期末特別手当)

二 略  
三 再任用職員に對する前項の規定の適用については、同項中「百分の百六十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百七十五」とあるのは「百分の九十五」とする。

四 略  
五 第二項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給月額並びにこれに對する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計

分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに對する調整手当及び研究員調整手当の月額を合算した額に百分の七十五（特定幹部職員にあつては、百分の九十五）を乗じて得た額の総額

二 略  
三 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに對する調整手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。

四・五 略

第十九条の八 略  
(期末特別手当)

二 略  
三 再任用職員に對する前項の規定の適用については、同項中「百分の百六十」とあるのは「百分の八十」と、「百分の百七十五」とあるのは「百分の百」とする。

四 略  
五 第二項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給月額並びにこれに對する調整手当及び研究員調整手当の月額の合計

額に、当該合計額に百分の二十を乗じて得た額（人事院規則で定める職員以外の職員にあつては、その額に俸給月額に百分の二十五を乗じて得た額を加算した額）を加算した額とする。

額に、当該合計額に百分の二十を乗じて得た額（人事院規則で定める職員以外の職員にあつては、その額に俸給月額に百分の二十五を乗じて得た額を加算した額）を加算した額とする。

6・7 略

2 第十九条の九 略

2 第十九条の九 略

3 第十条の三から第十一条の二まで、第十一条の五から第十一条の九まで、第十二条の二、第十三条の二及び第十四条の規定は、再任用職員には適用しない。

3 第十条の三から第十一条の二まで、第十一条の四から第十一条の九まで、第十二条の二、第十三条の二及び第十四条の規定は、再任用職員には適用しない。

（俸給の特別調整額、扶養手当等の支給方法）

（俸給の特別調整額、扶養手当等の支給方法）

第十九条の十 俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、特勤勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給方法に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十九条の十 俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、特勤勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給方法に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（非常勤職員の給与）

（非常勤職員の給与）

第二十二條 委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事院の指定するこれらに準ずる職にある者で、常勤を要しない職員（再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）については、勤務一日につき、三万五千三百円（その額により難い特別の事情があるものとして人事院規則で定める場合にあつては、十万円）を超えない範囲内において、各庁の長が人事院の承認を得て手当を支給することができる。

第二十二條 委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事院の指定するこれらに準ずる職にある者で、常勤を要しない職員（再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）については、勤務一日につき、三万七千八百円（その額により難い特別の事情があるものとして人事院規則で定める場合にあつては、十万円）を超えない範囲内において、各庁の長が人事院の承認を得て手当を支給することができる。

2・3 略

2・3 略

（休職者の給与）

（休職者の給与）

第二十三条 略

2 職員が結核性疾患にかかり国家公務員法第七十九条  
第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、  
その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給  
、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、  
期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の八十を支  
給することができる。

3 職員が前二項以外の心身の故障により国家公務員法  
第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされ  
たときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、  
これに俸給、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、  
住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分  
の八十を支給することができる。

4 職員が国家公務員法第七十九条第二号に掲げる事由  
に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、  
これに俸給、扶養手当、地域手当、研究員調整手当及  
び住居手当のそれぞれ百分の六十以内を支給すること  
ができる。

5 職員が国家公務員法第七十九条に基づく人事院規則  
で定める場合に該当して休職にされたときは、その休  
職の期間中、人事院規則の定めるところに従い、これ  
に俸給、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居  
手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百  
分以内を支給することができる。  
6  
8 略

第二十三条 略

2 職員が結核性疾患にかかり国家公務員法第七十九条  
第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、  
その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給  
、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、  
期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の八十を支  
給することができる。

3 職員が前二項以外の心身の故障により国家公務員法  
第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされ  
たときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、  
これに俸給、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、  
住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分  
の八十を支給することができる。

4 職員が国家公務員法第七十九条第二号に掲げる事由  
に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、  
これに俸給、扶養手当、調整手当、研究員調整手当及  
び住居手当のそれぞれ百分の六十以内を支給すること  
ができる。

5 職員が国家公務員法第七十九条に基づく人事院規則  
で定める場合に該当して休職にされたときは、その休  
職の期間中、人事院規則の定めるところに従い、そ  
の休職の期間中、人事院規則の定めるところに従い、  
これに俸給、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、  
住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分  
の百以内を支給することができる。  
6  
8 略

○ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成八年法律第百十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>1 略</p> <p>2 第一条の規定（前項各号に掲げる改正規定を除く。附則第七項において同じ。）による改正後の給与法（以下「改正後の給与法」という。）の規定は、平成八年四月一日から適用する。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 （切替期間における異動者の号俸等）切替日からこの法律の施行の日（附則第十一項において「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与法（以下「改正前の給与法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日（次頁において「異動日」という。）における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。この場合において、その俸給月額が切替表の暫定俸給月額欄に定める額とされた職員の場合、切替表の暫定俸給月額欄に定める額とされた職員は、人事院が定める。</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>12 略</p> <p>13 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 第一条の規定（前項各号に掲げる改正規定を除く。附則第七項において同じ。）による改正後の給与法（附則第十四項を除き、以下「改正後の給与法」という。）の規定は、平成八年四月一日から適用する。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 （切替期間における異動者の号俸等）切替日からこの法律の施行の日（附則第十一項において「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与法（附則第十四項を除き、以下「改正前の給与法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日（次頁において「異動日」という。）における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。この場合において、その俸給月額が切替表の暫定俸給月額欄に定める額とされた職員の場合、切替表の暫定俸給月額欄に定める額とされた職員は、人事院が定める。</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>12 略</p> <p>13 略</p> <p>14 （筑波研究学園都市移転手当の廃止に伴う経過措置）第一条中給与法第十三条の四を削る改正規定の施行の際第一条の規定（附則第一項第二号に掲げる改正規</p>

定に限る。以下この項において同じ。）による改正前の給与法（以下「旧給与法」という。）第十三条の四第一項又は第二項の規定により筑波研究学園都市移転手当を支給することとされていた職員（第一条の規定による改正後の給与法（以下「新給与法」という。）第十一条の八第一項の規定により研究員調整手当を支給されることとなる職員を除く。）については、人事院規則の定めるところにより、一定の期間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に筑波研究学園都市移転手当の従前の例による支給の割合を段階的に引き下げた割合を乗じて得た月額の暫定筑波研究学園都市移転手当を支給する。

15| 第一条中給与法第十三条の四を削る改正規定の施行の際旧給与法第十三条の四第一項に規定する試験研究機関等であつた機関に勤務する職員のうち、前項の規定により暫定筑波研究学園都市移転手当を支給される職員（以下この項において「移転職員等」という。）以外の職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百一十号）第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。）で、移転職員等との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員については、人事院規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、暫定筑波研究学園都市移転手当を支給する。

16| 前二項の規定により暫定筑波研究学園都市移転手当を支給される職員が新給与法第十一条の三、第十一条の六又は第十一条の七の規定により調整手当を支給されることとなる職員である場合における暫定筑波研究学園都市移転手当とこれらの規定における調整手当との調整に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

17| 職員に附則第十四項又は第十五項の規定により暫定

筑波研究学園都市移転手当が支給される間、新給与法第五条第一項中「期末特別手当」とあるのは「期末特別手当並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成八年法律第百十二号）附則第十四項及び第十五項に規定する暫定筑波研究学園都市移転手当」と、新給与法第十九条、第十九条の四第四項及び第五項、第十九条の七第二項及び第三項並びに第十九条の八第五項中「及び研究員調整手当」とあるのは「、研究員調整手当及び暫定筑波研究学園都市移転手当」と、新給与法第二十三条第二項及び第三項中「及び期末特別手当」とあるのは「、期末特別手当及び暫定筑波研究学園都市移転手当」と、同条第四項中「及び住居手当」とあるのは「、住居手当及び暫定筑波研究学園都市移転手当」と、同条第五項中「及び期末特別手当」とあるのは「、期末特別手当及び暫定筑波研究学園都市移転手当」とする。

18  
・  
19  
略

20

（寒冷地手当の基準額に関する経過措置）  
平成八年度の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（以下「寒冷地手当法」という。）第一条に規定する基準日（以下「基準日」という。）に対応する同条後段の総務大臣が定める日（以下「指定日」という。）以前から引き続き同条に規定する寒冷地に在勤する職員の寒冷地手当（その支給すべき事由の生じた日が平成十二年度の基準日に対応する指定日以前であるものに限る。）について、第二条の規定による改正後の寒冷地手当法（以下「改正後の寒冷地手当法」という。）第二条第四項の規定によるものとした場合の基準額（以下「改正後の基準額」という。）が、みなし基準額（改正後の給与法の規定による平成八年度の基準日（当該基準日の翌日から当該基準日に対応する指定日

までの間に新たに職員となつた者にあつては、職員となつた日。以下「平成八年度基準日」という。）における当該職員の俸給の月額と平成八年度基準日におけるその者の扶養親族の数に応じて改正後の給与法第十条第三項及び第四項の規定の例により算出した額との合計額（同条の規定が適用されない職員にあつては、改正後の給与法の規定による平成八年度基準日における俸給の月額）又は改正後の給与法の規定による平成八年度基準日における指定職俸給表一号俸の俸給月額のいずれか低い額に平成八年度の基準日に対応する指定日において当該職員の在勤していた地域に応じて第二条の規定による改正前の寒冷地手当法第二条第四項に規定する内閣総理大臣が定める割合を乗じて得た額と当該指定日において当該職員の在勤していた地域及び当該指定日における当該職員の世帯等の区分に応じて同項に規定する内閣総理大臣が定める額を合算した額（当該指定日の翌日から平成十二年度の基準日に対応する指定日までの間に当該職員が改正後の基準額の異なる地域に異勤した場合その他の総務大臣が定める場合にあつては、その定める額）をいう。以下同じ。）に達しないこととなる場合において、みなし基準額から改正後の基準額を減じた額が次の表の上欄に掲げる寒冷地手当を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ同表の下欄に定める額を超えるときは、改正後の寒冷地手当法第二条第四項の規定にかかわらず、みなし基準額から同表の上欄に掲げる当該期間の区分に応じ同表の下欄に定める額を減じた額をもつて当該職員に係る同項の基準額とする。

平成九年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	三万円
平成十年度の基準日から当該基準日に対応	

する指定日まで	五万円
平成十一年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	七万円
平成十二年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	九万円

21| 総務大臣は、前項の規定による定めをするときは、人事院の勧告に基づいてしなければならない。  
 (防衛庁の職員の給与等に関する法律第一条の職員への準用)

22| 前二項の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に規定する職員について準用する。この場合において、前二項の規定中「総務大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、附則第二十項中「(改正後の給与法」とあるのは「(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成八年法律第百十四号)による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「改正後の防衛庁給与法」という。)」と、「改正後の給与法第十一条第三項及び第四項」とあるのは「改正後の防衛庁給与法」と、前項中「人事院の勧告に基づいて」とあるのは「一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して」と読み替えるほか、自衛官については、附則第二十項中「規定する基準日(以下「基準日」という。)」に対応する同条後段の「とあるのは「規定する」と、「定める日(以下「指定日」という。)」とあるのは「定める期間(以下「内閣総理大臣が定める期間」とい

う。)の末日」と、「在勤する職員」とあるのは「在勤する職員(当該寒冷地に防衛庁長官の定める定係港を有する船舶に乗り組む職員を含む。以下この項において同じ。)」と、「平成十二年度の基準日に対応する指定日」とあるのは「平成十二年度の内閣総理大臣が定める期間の末日」と、「基準日(当該基準日の翌日から当該基準日に対応する指定日」とあるのは「内閣総理大臣が定める期間の初日(その日の翌日から当該期間の末日」と、「俸給の月額」とあるのは「俸給、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当及び営外手当のそれぞれの月額の合計額」と、「基準日に対応する指定日において」とあるのは「内閣総理大臣が定める期間の末日において」と、「当該指定日」とあるのは「当該内閣総理大臣が定める期間の末日」と、同項の表中「基準日から当該基準日に対応する指定日まで」とあるのは「内閣総理大臣が定める期間」と読み替えるものとする。

23| (一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項を削る。

24| (国家公務員災害補償法の一部改正)

国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「調整手当」の下に「研究員調整手当」を加える。

25| (国家公務員退職手当法の一部改正)

国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「調整手当」の下に「及び研究員調整手当」を加える。

(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

26| 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「調整手当」の下に「、研究員調整手当」を加える。

(国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の一部改正)

27| 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第一百七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「調整手当」の下に「、研究員調整手当」を加える。

28| (国家公務員災害補償法等における読替え)

職員に附則第十四項又は第十五項の規定により暫定筑波研究学園都市移転手当が支給される間、附則第二十四項の規定による改正後の国家公務員災害補償法第二十四条第二項中「及び管理職員特別勤務手当」とあるのは「、管理職員特別勤務手当及び暫定筑波研究学園都市移転手当」と、附則第二十五項の規定による改正後の国家公務員退職手当法第五条第四項中「研究員調整手当の月額」とあるのは「研究員調整手当の月額並びに同法に規定する俸給及び扶養手当の月額に対する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成八年法律第百十二号）附則第十四項及び第十五項に規定する暫定筑波研究学園都市移転手当の月額」と、前項の規定による改正後の国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律第五条

第一項中「及び期末特別手当」とあるのは、「期末特別手当及び暫定筑波研究学園都市移転手当」とする。  
(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)  
29) 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。  
第四条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

○ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（第四条関係）

改正案

（給与に関する特例）  
 第六条 第一号任期付研究員には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
	円
1	408,000
2	482,000
3	560,000
4	651,000
5	760,000
6	868,000

2 第二号任期付研究員には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
	円
1	336,000
2	375,000
3	405,000

3 略

（給与法の適用除外等）

2 第七条 略  
 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の八第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは、「この法

現行

（給与に関する特例）  
 第六条 第一号任期付研究員には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
	円
1	409,000
2	483,000
3	561,000
4	653,000
5	762,000
6	870,000

2 第二号任期付研究員には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
	円
1	337,000
2	376,000
3	406,000

3 略

（給与法の適用除外等）

2 第七条 略  
 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の八第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは、「この法

律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下「任期付研究員法」という。）第六条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条の規定」と、給与法第十一条の八第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、給与法第六十」とあるのは「百分の百七十五」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付研究員法第六条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条」とする。

律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下「任期付研究員法」という。）第六条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条の規定」と、給与法第十一条の八第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、給与法第六十」とあるのは「百分の百七十五」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付研究員法第六条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条」とする。

○ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（第五条関係）

改正案

（給与に関する特例）  
 第六条 第一号任期付研究員には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
	円
1	399,000
2	461,000
3	524,000
4	610,000
5	711,000
6	812,000

2 第二号任期付研究員には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
	円
1	329,000
2	367,000
3	396,000

4 3 略

各庁の長は、第一号任期付研究員について、特別の事情により第一項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、同項及び前項の規定にかかわらず、人事院の承認を得て、その俸給月額を同表に掲げる六号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる五号俸の俸給月額との差額にその額と同表に掲げる五号俸の俸給月額を加えた額のいずれかの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（給与法の指定職俸給表八号俸の額未満の額に限る。）又は給与法の指定職俸給

現行

（給与に関する特例）  
 第六条 第一号任期付研究員には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
	円
1	408,000
2	482,000
3	560,000
4	651,000
5	760,000
6	868,000

2 第二号任期付研究員には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
	円
1	336,000
2	375,000
3	405,000

4 3 略

各庁の長は、第一号任期付研究員について、特別の事情により第一項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、同項及び前項の規定にかかわらず、人事院の承認を得て、その俸給月額を同表に掲げる六号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる五号俸の俸給月額との差額にその額と同表に掲げる五号俸の俸給月額を加えた額のいずれかの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（給与法の指定職俸給表十

5  
・6  
略  
表八号俸の額に相当する額とすることができる。

5  
・6  
略  
給表十一号俸の額に相当する額とすることができる。

○ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）（第六条関係）

改正案

（給与に関する特例）  
 第七条 第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
	円
1	403,000
2	456,000
3	513,000
4	583,000
5	666,000
6	779,000
7	911,000

2  
 5  
 略

2 第八条 略  
 （給与法の適用除外等）

2 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の四、第十一条の八第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」という。）第七条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条の規定」と、給与法第十一条の四中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、「同条」とあるのは「前条」と、給与法第十一条の八第一項中「指

現行

（給与に関する特例）  
 第七条 第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
	円
1	404,000
2	457,000
3	514,000
4	585,000
5	668,000
6	781,000
7	913,000

2  
 5  
 略

2 第八条 略  
 （給与法の適用除外等）

2 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の四、第十一条の八第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」という。）第七条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条の規定」と、給与法第十一条の四中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、「同条」とあるのは「前条」と、給与法第十一条の八第一項中「指

定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十五」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付職員法第七条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条」とする。

定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十五」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付職員法第七条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条」とする。

○ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）（第七条関係）

改正案

（給与に関する特例）  
 第七条 第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
	円
1	376,000
2	426,000
3	479,000
4	545,000
5	622,000
6	728,000
7	852,000

2 各庁の長は、特定任期付職員について、特別の事情により第一項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、前二項の規定にかかわらず、人事院の承認を得て、その俸給月額を同表に掲げる七号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる六号俸の俸給月額との差額に一律の各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（給与法の指定職俸給表八号俸の額未満の額に限る。）又は給与法の指定職俸給表八号俸の額に相当する額とすることができる。

4・5 略

2 第八条 略  
 （給与法の適用除外等）  
 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の五、第十一条の八第一項、第十九条の

現行

（給与に関する特例）  
 第七条 第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
	円
1	403,000
2	456,000
3	513,000
4	583,000
5	666,000
6	779,000
7	911,000

2 各庁の長は、特定任期付職員について、特別の事情により第一項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、前二項の規定にかかわらず、人事院の承認を得て、その俸給月額を同表に掲げる七号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる六号俸の俸給月額との差額に一律の各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（給与法の指定職俸給表十一号俸の額未満の額に限る。）又は給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額とすることができる。

4・5 略

2 第八条 略  
 （給与法の適用除外等）  
 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の四、第十一条の八第一項、第十九条の

三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」という。）第七条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条の規定」と、給与法第十一条の五中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、「同条」とあるのは「前条」と、給与法第十一条の八第一項中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「特定管理職員」と」とあるのは「任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十五」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付職員法第七条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条」とする。

三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」という。）第七条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条の規定」と、給与法第十一条の四中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、「同条」とあるのは「前条」と、給与法第十一条の八第一項中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「特定管理職員」と」とあるのは「任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十五」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付職員法第七条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条」とする。

○ 一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第二十号）（附則第十七条関係）

改正案	現行
<p>1 略 附則</p> <p>2 第一条の規定（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第七項において同じ。）による改正後の給与法（以下「改正後の給与法」という。）の規定及び第二条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（附則第十一項において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定は、平成十年四月一日から適用する。</p> <p>3 略</p> <p>7 （切替期間における異動者の号俸等） 切替日からこの法律の施行の日（附則第十項において「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与法（以下「改正前の給与法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。</p> <p>8 略</p> <p>10 略</p>	<p>1 略 附則</p> <p>2 第一条の規定（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第七項において同じ。）による改正後の給与法（附則第十一項を除き、以下「改正後の給与法」という。）の規定及び第二条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（附則第十四項において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定は、平成十年四月一日から適用する。</p> <p>3 略</p> <p>7 （切替期間における異動者の号俸等） 切替日からこの法律の施行の日（附則第十項において「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与法（附則第十一項を除き、以下「改正前の給与法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。</p> <p>8 略</p> <p>10 略</p> <p>11 平成十一年四月一日（以下この項及び次項において（昇給停止に関する経過措置）</p>

「基準日」という。）前から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、基準日において五十五歳（第一条の規定による改正後の給与法（次項及び附則第十三項において「新給与法」という。）第八条第九項の人事院規則で定める職員にあつては、同項の人事院規則で定める年齢。次項において「昇給停止年齢」という。）を超えている職員（基準日において第一条の規定による改正前の給与法第八条第九項の人事院規則で定める年齢を超えていない職員に限る。次項において「昇給停止年齢超過職員」という。）の昇給については、なお従前の例による。

12| 基準日前から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で、基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員については、新給与法第八条第九項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができる。基準日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の人事院規則で定める職員との権衡上必要があると認められる職員として人事院規則で定める職員についても、同様とする。

13| 前項前段の人事院規則で定める職員及び当該職員との権衡上必要があると認められる職員として同項後段の人事院規則で定める職員のうち、新給与法第八条第九項の人事院規則で定める職員の、五十六歳に達した日から同項の人事院規則で定める年齢に達する日までの間における給与法第八条第六項又は第八項ただし書の規定による昇給については、なお従前の例による。

11|  
·  
12|  
略

14|  
·  
15|  
略

改正案	現行
<p>2 第二百四条 略 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。</p>	<p>2 第二百四条 略 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。</p>

改正案	現行
<p>第一条 市（特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校及び養護学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）第二条第三項の政令で定める者をいう。以下同じ。）の給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（以下「給料その他の給与」という。）</p>	<p>第一条 市（特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校及び養護学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）第二条第三項の政令で定める者をいう。以下同じ。）の給料、扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（以下「給料その他の給与」という。）</p>

）並びに定時制通信教育手当（中等教育学校の校長に係るものとする。）並びに講師（同法第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償（次条において「報酬等」という。）は、都道府県の負担とする。

）並びに定時制通信教育手当（中等教育学校の校長に係るものとする。）並びに講師（同法第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償（次条において「報酬等」という。）は、都道府県の負担とする。

改正案	現行
<p>（平均給与額）            第四条 略</p> <p>2 前項の給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（同法第二十二條第一項及び第二項の職員を除く。）にあつては、俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当（人事院規則で定めるものを除く。）、特勤勤務手当（同法第十四條の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当とし（ただし、人事院規則で定めるところにより、寒冷地手当及び国際平和協力手当を加えることができる。）、その他の職員にあつては、人事院規則で定める給与とする。</p> <p>3 5 略</p>	<p>（平均給与額）            第四条 略</p> <p>2 前項の給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（同法第二十二條第一項及び第二項の職員を除く。）にあつては、俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当（人事院規則で定めるものを除く。）、特勤勤務手当（同法第十四條の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当とし（ただし、人事院規則で定めるところにより、寒冷地手当及び国際平和協力手当を加えることができる。）、その他の職員にあつては、人事院規則で定める給与とする。</p> <p>3 5 略</p>

○ 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百一十一号）  
（附則第十八条関係）

改 正 案	現 行
<p>（他の法律の適用除外等） 第七條 略</p> <p>3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第一百七号）第五条の規定の適用については、同条第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」とし、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する標準）」とあるのは「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百一十一号）第四条に規定する給与準則」とする。</p> <p>4・5 略</p>	<p>（他の法律の適用除外等） 第七條 略</p> <p>3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第一百七号）第五条の規定の適用については、同条第一項中「俸給、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」とし、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する標準）」とあるのは「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百一十一号）第四条に規定する給与準則」とする。</p> <p>4・5 略</p>

改正案	現行
<p>（定義）                      第二条 略                      2 略                      4 略                      5 前項の給与は、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び総務省令で定める手当（第一項第一号の政令で定める者にあつてはこれらの給与に相当する給与、地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員にあつては総務省令で定める給与）とする。</p>	<p>（定義）                      第二条 略                      2 略                      4 略                      5 前項の給与は、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び総務省令で定める手当（第一項第一号の政令で定める者にあつてはこれらの給与に相当する給与、地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員にあつては総務省令で定める給与）とする。</p>

○ 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）  
 （附則第十八条関係）

改正案	現行
<p>2 略</p> <p>（派遣職員の給与）            第五条 派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。</p>	<p>2 略</p> <p>（派遣職員の給与）            第五条 派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。</p>

改正案	現行
<p>（職員に係る他の法律の適用除外等）            第五十九条 略</p> <p>3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条及び第六条第三項の規定の適用については、同法第五条第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人は」とする。</p> <p>4・5 略</p>	<p>（職員に係る他の法律の適用除外等）            第五十九条 略</p> <p>3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条及び第六条第三項の規定の適用については、同法第五条第一項中「俸給、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人は」とする。</p> <p>4・5 略</p>

改正案	現行
<p>第五十七條 略                      （他の法律の適用除外等）</p> <p>2 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第十七号）第五條及び第六條第三項の規定の適用については、同法第五條第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同法第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三條第一項に規定する準則）」とあるのは「日本郵政公社法第五十四條第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六條第三項中「国は」とあるのは「日本郵政公社は」とする。</p> <p>4・5 略</p>	<p>第五十七條 略                      （他の法律の適用除外等）</p> <p>2 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第十七号）第五條及び第六條第三項の規定の適用については、同法第五條第一項中「俸給、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同法第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三條第一項に規定する準則）」とあるのは「日本郵政公社法第五十四條第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六條第三項中「国は」とあるのは「日本郵政公社は」とする。</p> <p>4・5 略</p>

改正案	現行
<p>（船賃）            第十七條 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。</p> <p>一 略</p> <p>二 運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 十級以下の職務にある者については、下級の運賃</p> <p>三 六 略</p> <p>二 略</p> <p>（鉄道賃）            第三十二條 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。</p> <p>一 運賃の等級を三以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>イ 内閣総理大臣等及び指定職の職務又は七級以上の職務にある者については、最上級の運賃</p> <p>ロ 六級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃</p> <p>二・三 略</p>	<p>（船賃）            第十七條 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。</p> <p>一 略</p> <p>二 運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 十一級以下の職務にある者については、下級の運賃</p> <p>三 六 略</p> <p>二 略</p> <p>（鉄道賃）            第三十二條 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。</p> <p>一 運賃の等級を三以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>イ 内閣総理大臣等及び指定職の職務又は九級以上の職務にある者については、最上級の運賃</p> <p>ロ 八級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃</p> <p>二・三 略</p>

四 内閣総理大臣等又は指定職の職務若しくは七級以上の職務にある者が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前三号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃

五 略

(船賃)

第三十三条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。

一 運賃の等級を二以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 最上級の運賃を四以上に区分する船舶による旅行の場合には、内閣総理大臣等についてはその階級内の最上級の運賃、指定職の職務又は七級以上の職務にある者については最上級の直近下位の級の運賃、六級以下二級以上の職務にある者については指定職の職務又は七級以上の職務にある者については定める運賃の級の直近下位の級の運賃、一級の職務にある者については最下級の運賃

ロ 最上級の運賃を三に区分する船舶による旅行の場合には、内閣総理大臣等についてはその階級内の最上級の運賃、指定職の職務又は七級以上の職務にある者については中級の運賃、六級以下の職務にある者については下級の運賃

ハ 略

二 略

三 内閣総理大臣等又は指定職の職務若しくは七級以

四 内閣総理大臣等又は指定職の職務若しくは九級以上の職務にある者が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前三号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃

五 略

(船賃)

第三十三条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。

一 運賃の等級を二以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 最上級の運賃を四以上に区分する船舶による旅行の場合には、内閣総理大臣等についてはその階級内の最上級の運賃、指定職の職務又は九級以上の職務にある者については最上級の直近下位の級の運賃、八級以下二級以上の職務にある者については指定職の職務又は九級以上の職務にある者については定める運賃の級の直近下位の級の運賃、一級の職務にある者については最下級の運賃

ロ 最上級の運賃を三に区分する船舶による旅行の場合には、内閣総理大臣等についてはその階級内の最上級の運賃、指定職の職務又は九級以上の職務にある者については中級の運賃、八級以下の職務にある者については下級の運賃

ハ 略

二 略

三 内閣総理大臣等又は指定職の職務若しくは九級以

上の職務にある者が公務上の必要によりあらかじめ  
旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする  
船室を利用した場合には、前二号に規定する運賃の  
ほか、その船室のために現に支払った運賃

四  
略

(航空賃及び車賃)

第三十四条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)による。

一 運賃の等級を三以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 内閣総理大臣等並びに指定職の職務にある者であつて一般職の職員の給与に関する法律第六条第一項第十号に規定する指定職俸給表の適用を受けるもののうち同表の六号俸の俸給月額以上の俸給を受け、同表の七号俸又は六号俸の俸給月額に協議して定める者にあつては、各庁の長が財務大臣に協議して定めるものに限る。以下この号において「特定指定職在職者」という。及び指定職の職務にある者であつて同表の適用を受けないもののうち各庁の長が財務大臣に協議して定める特定指定職在職者に相当するものについては、最上級の運賃

ロ 指定職の職務にある者(イに該当する者を除く。)、七級以上の職務にある者及び長時間にわたる航空路による旅行として財務省令で定めるもの(以下「特定航空旅行」という。))をする六級又は五級の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

ハ 六級以下の職務にある者(ロに該当する者を除く。))については、ロに規定する運賃の級の直近

上の職務にある者が公務上の必要によりあらかじめ  
旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする  
船室を利用した場合には、前二号に規定する運賃の  
ほか、その船室のために現に支払った運賃

四  
略

(航空賃及び車賃)

第三十四条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)による。

一 運賃の等級を三以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 内閣総理大臣等並びに指定職の職務にある者であつて一般職の職員の給与に関する法律第六条第一項第十号に規定する指定職俸給表の適用を受けるもののうち同表の九号俸の俸給月額以上の俸給を受け、同表の十号俸又は九号俸の俸給月額に協議して定める者にあつては、各庁の長が財務大臣に協議して定めるものに限る。以下この号において「特定指定職在職者」という。及び指定職の職務にある者であつて同表の適用を受けないもののうち各庁の長が財務大臣に協議して定める特定指定職在職者に相当するものについては、最上級の運賃

ロ 指定職の職務にある者(イに該当する者を除く。)、九級以上の職務にある者及び長時間にわたる航空路による旅行として財務省令で定めるもの(以下「特定航空旅行」という。))をする八級又は七級の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

ハ 八級以下の職務にある者(ロに該当する者を除く。))については、ロに規定する運賃の級の直近

2 略

二 下位の級の運賃  
運賃の等級を二階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 内閣総理大臣等並びに指定職の職務又は七級以上の職務にある者及び特定航空旅行をする六級又は五級の職務にある者については、上級の運賃

ロ 六級以下の職務にある者（イに該当する者を除く。）については、下級の運賃

三・四 略

2 略

（休暇帰国の旅費）  
第四十五条の二 第三条第二項第八号の規定により支給する旅費は、職員の在勤地と本邦における所属庁所在地間の往復について出張の例に準じて計算した旅費とする。ただし、六級又は五級の職務にある者が運賃の等級を三以上の階級又は二階級に区分する航空路による特定航空旅行をする場合における航空賃の額については、第三十四条第一項第一号ロ及び第二号イの規定にかかわらず、同項第一号ハ又は第二号ロに規定する運賃によるものとする。

2 略

二 下位の級の運賃  
運賃の等級を二階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 内閣総理大臣等並びに指定職の職務又は九級以上の職務にある者及び特定航空旅行をする八級又は七級の職務にある者については、上級の運賃

ロ 八級以下の職務にある者（イに該当する者を除く。）については、下級の運賃

三・四 略

2 略

（休暇帰国の旅費）  
第四十五条の二 第三条第二項第八号の規定により支給する旅費は、職員の在勤地と本邦における所属庁所在地間の往復について出張の例に準じて計算した旅費とする。ただし、八級又は七級の職務にある者が運賃の等級を三以上の階級又は二階級に区分する航空路による特定航空旅行をする場合における航空賃の額については、第三十四条第一項第一号ロ及び第二号イの規定にかかわらず、同項第一号ハ又は第二号ロに規定する運賃によるものとする。

改正案	現行
<p>（整理退職等の場合の退職手当）</p> <p>第五條 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の基本給月額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）については、同法に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とし、その他の職員については、一般職の職員の基本給月額に準じて政令で定める額とする。</p> <p>5 略</p> <p>（定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例）</p> <p>第五條の二 前條第一項の規定に該当する者（退職の日におけるその者の俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給表六号俸の額に相当する額以上である者その他政令で定める者を除く。）のうち、定年に達する日から政令で定める一定の期間前までに退職した者であつて、その勤続期間が二十五年以上であり、かつ、その年齢が政令で定める年齢以上であるものに對する同項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額及び当該俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき当該俸給月額に應じて百分の二を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の合計額」</p>	<p>（整理退職等の場合の退職手当）</p> <p>第五條 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の基本給月額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）については、同法に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び研究員調整手当の月額の合計額とし、その他の職員については、一般職の職員の基本給月額に準じて政令で定める額とする。</p> <p>5 略</p> <p>（定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例）</p> <p>第五條の二 前條第一項の規定に該当する者（退職の日におけるその者の俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給表九号俸の額に相当する額以上である者その他政令で定める者を除く。）のうち、定年に達する日から政令で定める一定の期間前までに退職した者であつて、その勤続期間が二十五年以上であり、かつ、その年齢が政令で定める年齢以上であるものに對する同項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額及び当該俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき当該俸給月額に應じて百分の二を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の合計額」</p>

とする。

とする。

○へき地教育振興法（昭和二十九年法律第四百十三号）（附則第二十五条関係）

改正案	現行
<p>（へき地手当等） 第五条の二 略</p> <p>3 へき地学校等が当該学校に勤務する教員及び職員に 対し地域手当が支給される地域に所在する場合におけ るへき地手当と地域手当その他の手当との調整等にお し必要な事項は、文部科学省令で定める基準に従い、 条例で定める。</p>	<p>（へき地手当等） 第五条の二 略</p> <p>3 へき地学校等が当該学校に勤務する教員及び職員に 対し調整手当が支給される地域に所在する場合におけ るへき地手当と調整手当その他の手当との調整等にお し必要な事項は、文部科学省令で定める基準に従い、 条例で定める。</p>

○ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）  
 （附則第二十五条関係）

改正案	現行
<p>（教育職員の教職調整額の支給等）                      第三条 略</p> <p>3 2 第一項の教職調整額の支給を受ける者の給与に                      関係する、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定め                      る内容を条例で定めるものとする。</p> <p>一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二                      百四条第二項に規定する地域手当、特勤手当（                      これに準ずる手当を含む。）、期末手当、勤勉手当                      、定時制通信教育手当、産業教育手当又は退職手当                      について給料をその算定の基礎とする場合、当該給                      料の額に教職調整額の額を加えた額を算定の基礎と                      すること。</p> <p>二 四 略</p>	<p>（教育職員の教職調整額の支給等）                      第三条 略</p> <p>3 2 第一項の教職調整額の支給を受ける者の給与に                      関係する、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定め                      る内容を条例で定めるものとする。</p> <p>一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二                      百四条第二項に規定する調整手当、特勤手当（                      これに準ずる手当を含む。）、期末手当、勤勉手当                      、定時制通信教育手当、産業教育手当又は退職手当                      について給料をその算定の基礎とする場合、当該給                      料の額に教職調整額の額を加えた額を算定の基礎と                      すること。</p> <p>二 四 略</p>

○ 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）（附則第二十五条関係）

改正案	現行
<p>（国家公務員退職手当法の特例）</p> <p>第十一条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 弁護士職務従事職員がその弁護士職務従事期間中に退職した場合に支給する国家公務員退職手当法の規定による退職手当の算定の基礎となる俸給若しくは扶養手当又はこれらに対する地域手当（以下この項においては「俸給等」という。）の月額については、当該弁護士職務従事職員が第二条第三項又は第六項の規定により裁判所事務官又は法務省に属する官職に任命された日の前日において受けていた俸給等の月額をもって、当該弁護士職務従事職員の俸給等の月額とする。ただし、必要があると認められるときは、他の判事補若しくは判事又は検事との均衡を考慮し、必要な措置を講ずることができる。</p>	<p>（国家公務員退職手当法の特例）</p> <p>第十一条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 弁護士職務従事職員がその弁護士職務従事期間中に退職した場合に支給する国家公務員退職手当法の規定による退職手当の算定の基礎となる俸給若しくは扶養手当又はこれらに対する調整手当（以下この項においては「俸給等」という。）の月額については、当該弁護士職務従事職員が第二条第三項又は第六項の規定により裁判所事務官又は法務省に属する官職に任命された日の前日において受けていた俸給等の月額をもって、当該弁護士職務従事職員の俸給等の月額とする。ただし、必要があると認められるときは、他の判事補若しくは判事又は検事との均衡を考慮し、必要な措置を講ずることができる。</p>

○ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）（附則第二十七条関係）

改正案	現行
<p>（職務復帰後における給与等の取扱い） 第八条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、人事院規則の定めるところにより、号俸を調整することができる。</p>	<p>（職務復帰後における給与等の取扱い） 第八条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、人事院規則の定めるところにより、俸給月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。</p>

改正案	現行
<p>(定義等)                  第二条 略</p> <p>2 この法律において、「本省課長補佐級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。</p> <p>一 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの（ト又はチに掲げるものについては、一般職給与法第十条の二第一項の規定による俸給の特別調整額の支給を受ける者に限る。）</p> <p>イ 一般職給与法別表第一イ行政職俸給表(一)の職務の級五級以上の職員</p> <p>ロ 略</p> <p>ハ 一般職給与法別表第三稅務職俸給表の職務の級五級以上の職員</p> <p>ニ 一般職給与法別表第四イ公安職俸給表(一)の職務の級六級以上の職員</p> <p>ホ 一般職給与法別表第四ロ公安職俸給表(二)の職務の級五級以上の職員</p> <p>へ 略</p> <p>へ 略</p> <p>一 の二 略</p> <p>3 この法律において、「指定職以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。</p> <p>一 略</p> <p>二 任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、同表六号俸の俸給月</p>	<p>(定義等)                  第二条 略</p> <p>2 この法律において、「本省課長補佐級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。</p> <p>一 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの（ト又はチに掲げるものについては、一般職給与法第十条の二第一項の規定による俸給の特別調整額の支給を受ける者に限る。）</p> <p>イ 一般職給与法別表第一イ行政職俸給表(一)の職務の級七級以上の職員</p> <p>ロ 略</p> <p>ハ 一般職給与法別表第三稅務職俸給表の職務の級七級以上の職員</p> <p>ニ 一般職給与法別表第四イ公安職俸給表(一)の職務の級七級以上の職員</p> <p>ホ 一般職給与法別表第四ロ公安職俸給表(二)の職務の級七級以上の職員</p> <p>へ 略</p> <p>へ 略</p> <p>一 の二 略</p> <p>3 この法律において、「指定職以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。</p> <p>一 略</p> <p>二 任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、同表四号俸の俸給月</p>

額以上の俸給を受けるもの  
二 任期付研究員法第六条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、同表六号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの  
三 五 略  
4 この法律において、「本省審議官級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。  
一 一般職給与法別表第十指定職俸給表の適用を受ける職員  
一 の二 任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、同表六号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの  
二 四 略  
5 八 略

額以上の俸給を受けるもの  
二 任期付研究員法第六条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、同表四号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの  
三 五 略  
4 この法律において、「本省審議官級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。  
一 一般職給与法別表第十指定職俸給表の適用を受ける職員であつて、同表四号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの  
一 の二 任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、同表七号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの  
二 四 略  
5 八 略

○ 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（附則第三十条関係）

改正案	現行
<p>2 略</p> <p>（交流派遣職員の職務復帰時における処遇） 第十八条 交流派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p>	<p>2 略</p> <p>（交流派遣職員の職務復帰時における処遇） 第十八条 交流派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級、俸給月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p>

○ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）  
 （附則第三十一条関係）

改正案

現行

<p>第十三条 略</p> <p>2 第十一条第一項の規定により派遣された検察官等には、その派遣の期間中、給与を支給しない。ただし、当該法科大学院において第三条第一項に規定する教育が実効的に行われることを確保するため特に必要がある」と認められるときは、当該検察官等には、その派遣の期間中、当該法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の五十以内を支給することができる。</p> <p>3 略</p> <p>20 略</p> <p>2 略</p>	<p>第十三条 略</p> <p>2 第十一条第一項の規定により派遣された検察官等には、その派遣の期間中、給与を支給しない。ただし、当該法科大学院において第三条第一項に規定する教育が実効的に行われることを確保するため特に必要がある」と認められるときは、当該検察官等には、その派遣の期間中、当該法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の五十以内を支給することができる。</p> <p>3 略</p> <p>20 略</p> <p>2 略</p>
---	---

○ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（附則第三十二条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（就職禁止事由） 第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員の職務に就くことができない。 一・二 略 三 次のいずれかに該当する国の行政機関の職員 イ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第十指定職俸給表の適用を受ける職員（二に掲げる者を除く。）</p> <p>2 略 四 略 ロ 略 ノ 略 ハ 略 ニ 略</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（就職禁止事由） 第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員の職務に就くことができない。 一・二 略 三 次のいずれかに該当する国の行政機関の職員 イ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第十指定職俸給表の適用を受ける職員であつて、同表四号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの（二に掲げる者を除く。）</p> <p>2 略 四 略 ロ 略 ノ 略 ハ 略 ニ 略</p>